

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第4号

令和8年新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会において議決された令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第219条第2項及び新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第17号）第15条第1項の規定に基づき告示する。

令和8年2月10日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



記

令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算



## 議案第5号

### 令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ324, 646, 116千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20, 000, 000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 2款保険給付費の各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月10日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 市町村支出金		63,655,270
	1 市町村負担金	63,655,270
2 国庫支出金		108,326,049
	1 国庫負担金	78,214,363
	2 国庫補助金	30,111,686
3 県支出金		27,141,956
	1 県負担金	27,141,956
4 支払基金交付金		122,065,302
	1 支払基金交付金	122,065,302
5 特別高額医療費共同事業交付金		129,496
	1 特別高額医療費共同事業交付金	129,496
6 財産収入		44,321
	1 財産運用収入	44,321
7 繰入金		2,991,371
	1 一般会計繰入金	1,621,884
	2 基金繰入金	1,369,487
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		292,350
	1 預金利息	25,262
	2 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雜入	267,086
歳入	合計	324,646,116

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,697,954
	1 総務管理費	1,697,954
2 保険給付費		319,906,265
	1 療養諸費	300,052,304
	2 高額療養諸費	18,478,811
	3 その他医療給付費	1,375,150
3 特別高額医療費共同事業拠出金		129,672
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	129,672
4 支払基金拠出金		1,607,263
	1 支払基金拠出金	1,607,263
5 保健事業費		1,259,160
	1 健康保持増進事業費	1,259,160
6 諸支出金		45,302
	1 償還金及び還付加算金	45,301
	2 延滞金	1
8 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		324,646,116